

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給市区町村

亀山市長 殿

市区町村
受付印

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
カメヤマ タロウ	男・女	⑤・H 57年4月30日	亀山市本丸町577番地 電話 0595 (84) 5005

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当、特別児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

-
- 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
〇〇 ①銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	△△ 本支店 本支所 出張所	①普通 2当座	1 2 3 4 5 6	カメヤマ タロウ
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

-
- 亀山市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、亀山市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

提出書類

-
- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書』(本書)
-
- ※必要事項をご記入ください。

-
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
-
- ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

-
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
-
- ※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。